

静岡県告示第740号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月25日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

静岡県知事 鈴木康友

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                           | 供用開始の期日    |
|-------|-----------------------------------------|------------|
| 原里大池線 | 掛川市下垂木字鰯原323番の12から<br>掛川市下垂木字鰯原334番の9まで | 令和7年11月25日 |